

篠ノ井高等学校犀峽校 性被害防止・セクハラ根絶のための校内ルール

篠ノ井高等学校犀峽校

生徒・保護者が教員を信頼し、円滑な教育活動を行うために、生徒の保護を優先し、性被害根絶に努め、教育公務員としての信頼を損なうことがないように、校内ルールを定め遵守する。また、校内研修においては、人権感覚を高める取組みを意識して継続的に実施する。

生徒相談における注意点

- (1) 生徒と教室や研究室等で1対1にならない。
- (2) 相談等ではドアを開放し、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は、管理職（副校長）が指定した場所で行う。

研究室等の整備・鍵の管理

- (1) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
- (2) ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰かが見えるようにする。
- (3) ドアの小窓の設置等が難しい部屋は、部屋管理者を管理職（副校長）とし、随時、使用状況等を確認する。
- (4) 部屋を1人の教職員が管理しないよう、鍵の複数化や事務室での保管とする。

SNSの利用

- (1) 生徒、保護者と私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (2) 生徒、保護者との諸連絡等のやり取りは、原則として学校代表電話を利用する。

日常における注意点

- (1) 生徒の身体へは、安全確保等の誰が見ても社会通念上認められる場面以外、接触しない。
- (2) 教育目的外はもちろん、教育目的であったとしても不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (3) 保健等の教科教育や性教育以外で、生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (4) クラブ引率や生徒指導上の業務で、自家用車に生徒を乗車させる場合は1対1にならないようにし、やむを得ない場合は管理職（副校長）に相談のうえ対応する。

人権意識・人権感覚の育成

- (1) 教育活動のあらゆる場面で性加害や性被害を防止するための人権教育を繰り返し生徒に実施する。また、教職員には性加害や性被害を防止する具体的な対処法を身につけるためのワークショップやグループワークなどの研修を実施し、生徒や教職員が相談や訴えをしやすい環境づくりを構築する。

教職員相談窓口

- (1) 生徒・教職員等へのセクシュアル・ハラスメントが疑われるときはもとより、部屋の管理が不適正な場合や、生徒への指導方法等が不適切と感じるときは、躊躇することなく管理職（副校長）に報告する。
- (2) 教職員から校内の学校運営委員会のメンバーに相談する。
- (3) 県職員通報・相談窓口 Kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

生徒・保護者相談窓口

- (1) 犀峽校 ☎026-262-2044 または、担任の先生や話しやすい先生
- (2) 学校生活相談センター ☎0120-0-78310（無料、24時間対応）
- (3) 子ども支援センター 子ども専用☎0800-800-8035（無料）
大人専用 ☎026-225-9330
- (4) メール・オンライン相談
電話以外に、メール（gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp）
LINE「ひとりで悩まないで@長野」でも相談可能です。
LINEは県内中高生が対象：水・日の17:00～21:30

令和8年(2026年)6月10日改訂